

第1

東大和市 総合計画の概要

第1章 総合計画の位置付けと構成

第2章 総合計画の変遷



第1章 総合計画の位置付けと構成

① 総合計画の位置付け

総合計画は、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画です。第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画で構成されており、市の最上位計画として位置付けられます。

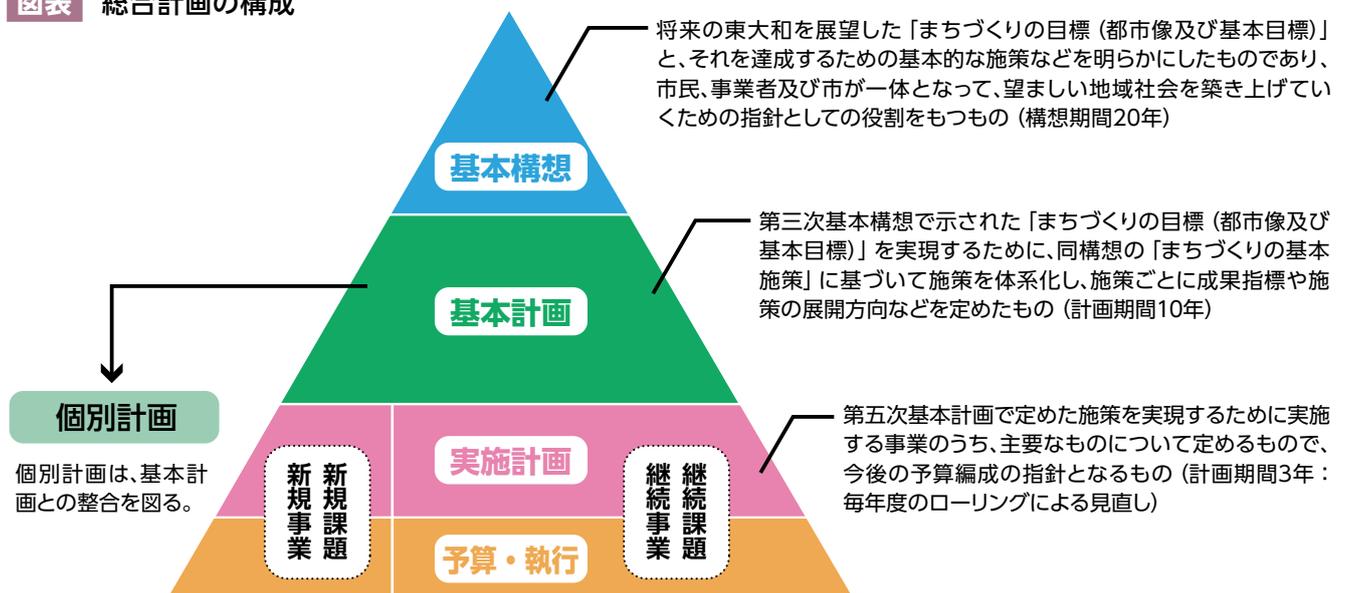
② 総合計画の構成

1	第三次基本構想	将来の東大和を展望した「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」と、それを達成するための基本的な施策などを明らかにしたものであり、市民、事業者及び市が一体となって、望ましい地域社会を築き上げていくための指針としての役割をもつものです。
2	第五次基本計画	第三次基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。
3	実施計画	第五次基本計画で定めた施策を実現するために実施する事業のうち、主要なものについて定めるもので、今後の予算編成の指針となるものです。

③ 個別計画との整合性

各分野別に策定される個別計画は、第五次基本計画を指針とし、第五次基本計画との整合を図るものとします。

図表 総合計画の構成



4 総合計画の期間

この総合計画を構成している第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画の計画期間は、以下のとおりです。

図表 総合計画の期間

年度	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)	令和 14年度 (2032年度)	(中略)	令和 23年度 (2041年度)	
基本構想	第三次基本構想：20年間													
基本計画	第五次基本計画：10年間										第六次基本計画			
実施計画	1期：3年間			1期：3年間			毎年度見直し			1期：3年間				

(1) 第三次基本構想（構想期間：20年間）

令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までの20年間です。

(2) 第五次基本計画（計画期間：10年間）

第三次基本構想の構想期間を前期10年間と後期10年間に分けた上で、令和4年度（2022年度）を初年度とする第五次基本計画の計画期間は、令和13年度（2031年度）までの10年間です。

(3) 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画の計画期間は、1期3年間としますが、ローリング方式（環境の変化に応じて、毎年度計画を見直す方式）により見直しを行います。

5 総合計画の愛称

この総合計画は、市民にとって親しみやすいものとなるよう、「東大和市総合計画」を正式名称としつつ、計画の愛称を付けています。

第三次基本構想では、目指す将来の都市像を「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」とし、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

そこで、「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」の「輝」の言葉を引用して、

この総合計画の愛称を「輝きプラン」とします。



第2章 総合計画の変遷

当市では、昭和57年（1982年）に基本構想を策定して以来、2つの基本構想と、4つの基本計画を策定し、まちづくりを総合的・計画的に進めてきました。

これまでに策定した基本構想と基本計画の構想期間、計画期間等は、下図のとおりです。

図表 これまでに策定した基本構想と基本計画の期間等

